

北東アジアに非核兵器地帯を 核兵器廃絶への湯川の想いを引き継いで

2007 年の科学者集会は京都で開催される。京都は湯川秀樹博士のゆかりの地であり、また今年には博士の生誕 100 年に当たる。本集会では、博士の想いを引き継ぎ、核兵器廃絶を実現するための具体的道筋の一つとして、北東アジアに非核兵器地帯を設けることを提案し、その実効性ならびに実現可能性について議論したい。またこの 1 年、被爆者たちの原爆症認定訴訟は、各地で目覚ましい成果を挙げた。そこで果たした科学者の役割を確認したい。冷酷な被爆者行政の背景には核兵器使用を前提とする「核の傘」政策があり、被爆者のたたかいは核兵器使用禁止、ひいては核兵器廃絶のたたかいに連なっている。

湯川博士は、戦後、核兵器は人類と共存できないとして、一貫してその廃絶を訴えた。ラッセル・アインシュタイン宣言に署名するにあたり、日本は憲法 9 条によりこの宣言に応えており、その前文に立脚することが、人類が自らを救う途であると強調した。博士は、その想いの実現のために、パグウォッシュ会議をはじめとする多くの場で努力を重ねたが、当時の世界の力関係の縛りは容易には解けなかった。

今日、世界には、5 つの非核兵器地帯条約（ラテンアメリカ地域、南太平洋地域、東南アジア地域、アフリカ地域、中央アジア地域）がある。これらの諸条約では、各地域の諸国が核兵器の開発・製造、実験、保有、使用、配備などを禁止することを約束するとともに、核兵器保有諸国に対して当該地域における核兵器使用ならびに使用の威嚇を禁止する議定書への署名・批准を求めている。これら 5 つの条約には、内容、議定書への批准状況にばらつきがあり、問題点も残されているが、核兵器の使用禁止地域を構築していくという共通の願いが貫かれている。非核兵器地帯条約は、自国とその周辺諸国が非核兵器国であり続けるという「内むけの論理」とともに、核兵器保有諸国に当該地域内での核兵器の使用を禁ずるという「外むけの論理」をもつ。

憲法 9 条改悪の動きは、北朝鮮の「核武装」を扇動的に利用して、ますます激化している。憲法 9 条は、北東アジア非核兵器地帯条約実現の要である。また、我々は、日本の「原子力基本法、非核 3 原則」、韓国と北朝鮮の「朝鮮半島非核化に関する共同宣言」、モンゴルの「1 国非核化宣言」という貴重な拠り所も持っている。現在、6 カ国協議という形で朝鮮半島の非核化をめざす動きがあるが、北東アジア非核兵器地帯条約提案はこの動きとも相乗効果を発揮し、この地域の平和秩序構築に貢献するであろう。同時に、我が国における憲法 9 条改悪を阻止する運動と強く連帯することになるであろう。

今年の科学者集会は、湯川博士の核兵器廃絶への想いを継承し、被爆者認定訴訟の成果を受けて、北東アジアの非核兵器地帯化構想に関して集中的に議論する場として計画されている。平和を希求する全国の科学者、市民、学生の皆さん、ぜひこの集会に参加し、核兵器のない平和で公正な世界の実現する方策をともに考えようではありませんか。

2007 年 6 月